

積算基準（単価・歩掛）

【建築・住宅編】

令和7年4月

工事費の積算基準及び単価の公表について（建築・住宅編）

1. 総則

（１）はじめに

本公表図書は、長崎県土木部営繕課（以下「営繕課」という。）が発注する建築・電気設備・機械設備工事（営繕課が依頼し地方機関が発注する工事を含む）の積算基準のうち、独自に制定している基準及び独自調査により決定した単価を公表するものである。

（２）内容

イ. 積算基準

営繕課において適用している積算基準は以下の通り。

総	括	長崎県公共建築工事積算基準
共	通	長崎県公共建築工事共通費積算基準 ただし、営繕課公営住宅建設班における新築工事（共同住宅）においての共通費率については、公共住宅建築工事積算基準による。
単	価・歩	公共建築工事標準単価積算基準 公共建築工事積算研究会参考歩掛り 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り・参考資料（※1）
運	用	長崎県公共建築工事積算基準等資料
数	量	公共建築数量積算基準 公共建築設備数量積算基準
（解体工事）		解体工事の内訳書書式及び数量積算基準

※1. 当該歩掛り・参考資料は従前より適用していたが、平成28年4月から公表している。

上記積算基準のうち、総括の基準である「長崎県公共建築工事積算基準」、共通費の基準である「長崎県公共建築工事共通費積算基準」、積算基準の運用である「長崎県公共建築工事積算基準等資料」、解体工事の積算基準である「解体工事の内訳書書式及び数量積算基準」については、長崎県独自に制定している。また、その他の基準については、国が制定した基準を準用しており、これらの基準は既に公表されている。本書には長崎県が独自に制定した基準及び国が公表している基準の「市販公表図書」等を掲載している。

ロ. 単価

本書には、市販公表単価表（※2）の物価資料に掲載されていない単価について、独自に市場取引価格の実態を調査し、その結果を基に決定した単価（以下「特別調査品目単価（公表単価）」という。）を掲載している。

なお、生コンの単価の地域割は、「生コン単価地区割図」による。

※2. 一般財団法人 経済調査会 発行の「積算資料電子版」(月刊 積算資料、積算資料 別冊を含んだもの)並びに「季刊 建築施工単価」及び一般財団法人 建設物価調査会 発行の「Web 建設物価」(月刊 建設物価を含んだもの)並びに「季刊 建築コスト情報」等に掲載されている単価をいう。

ハ. 単価及び価格の決定方法

単価及び価格は、特別調査品目単価(公表単価)、市場単価、標準歩掛等による複合単価、物価資料の掲載価格及び専門工事業者の見積価格等を採用する。

ニ. 物価資料間で適用地区が異なる場合の採用価格

物価資料間(例:「月刊 積算資料」と「月刊 建設物価」)で適用地区が異なる場合の採用価格は、表1の通りとする。

表1 物価資料間で適用地区が異なる場合の採用価格

適用地区	長崎	福岡	大阪	東京	九州	全国
長崎	平均値	長崎	長崎	長崎	平均値	平均値
福岡		平均値	福岡	福岡	九州	全国
大阪			平均値	大阪	九州	全国
東京				平均値	九州	全国
九州					平均値	平均値
全国						平均値

ホ. 単価の採用順位

単価の採用順位は、「特別調査品目単価(公表単価)」、「市場単価」及び「標準歩掛等による複合単価」、「物価資料の掲載価格」、「専門工事業者の見積価格等」の順とする。ただし、山間へき地・離島等の地理条件が特異な場合、建物形状が複雑な場合、又は施工規模が著しく異なる場合等、実情に即していない場合はこの限りではない。

ヘ. 単価の採用期

単価の採用期は、表2の通りとする。

表2 単価の採用期

単価	採用期
特別調査品目単価（公表単価）	入札公告又は入札執行通知時（以下「入札時」という。）に示す「単価採用期」時点において、本書に掲載されている最新の単価
市場単価	入札時に示す「単価採用期」時点において、最新季号の物価資料に掲載されている単価
標準歩掛等による複合単価（代価で個別に歩掛を組む単価は除く。代価で個別に歩掛を組む単価は原則、公表とする。）	【材料単価、機械器具費、仮設材費】 入札時に示す「単価採用期」時点において、最新月号（直近の4月号、7月号、10月号、1月号とする）の物価資料に掲載されている価格 【労務単価】 入札時に示す改定年（例：令和○年○月から適用する・・・）の労務単価 【「その他」の率】 入札時に示す改定年（例：令和○年改定）の「公共建築工事標準単価積算基準」に記載の率
物価資料の掲載価格（直接設計書に採用するもの）	入札時に示す「単価採用期」時点において、最新月（季）号の物価資料に掲載されている価格

（3）その他

イ．産業廃棄物処理価格（アスファルト塊、コンクリート塊、汚泥及び木材）、残土処分価格については、別途公表されている「産業廃棄物処理業者一覧表・単価（A s , C o）」、「木くず処理業者一覧表・単価」等を参照のこと。

ロ．「市販公表単価表」を発行している両団体【一般財団法人 経済調査会及び一般財団法人 建設物価調査会】の許可を受けずに、本図書と「市販公表単価表」の情報を複合させた単価表（電子媒体を含む）を作成し、これを第三者に販売することは、禁じられている。

ハ．本書の内容に関する質問は、原則として受け付けない。

ニ．本書は、令和7年4月1日以降に起工する工事から適用する。

なお、年度途中で資材価格が著しく変動した場合、本書の単価を変更することがある。

2. 積算基準

(1) 営繕課が適用している積算基準

(総括)

積算基準名	市販公表図書等
長崎県公共建築工事積算基準（令和3年7月）	（本書に掲載）

(共通費)

積算基準名	市販公表図書等
長崎県公共建築工事共通費積算基準（令和6年7月）	（本書に掲載）
(1. (2) の表中ただし書きの共通費率) 公共住宅建築工事積算基準（令和5年度版）	公共住宅建築工事積算基準（令和5年度版） （編集）公共住宅事業者等連絡協議会

(単価・歩掛り)

積算基準名	市販公表図書等
公共建築工事標準単価積算基準（令和6年改定）	国土交通省のホームページに掲載 公共建築工事積算基準 （発行）（一財）建築コスト管理システム研究所
公共建築工事積算研究会参考歩掛り（令和6年） 営繕積算システム等開発利用協議会歩掛り（令和6年版） 営繕積算システム等開発利用協議会参考資料（令和6年版）	国土交通省のホームページに掲載

(運用)

積算基準名	市販公表図書等
長崎県公共建築工事積算基準等資料（令和6年7月）	（本書に掲載）

(数 量)

積算基準名	市販公表図書等
公共建築数量積算基準 (令和5年改定)	国土交通省のホームページに掲載
公共建築設備数量積算基準 (令和5年改定)	公共建築工事積算基準 (発行) (一財)建築コスト管理システム研究所

(解体工事)

積算基準名	市販公表図書等
解体工事の内訳書書式及び数量積算 基準 (令和6年4月)	(本書に掲載)

以降、以下の内容を掲載している。

- (1) 長崎県公共建築工事積算基準
- (2) 長崎県公共建築工事共通費積算基準
- (3) 長崎県公共建築工事積算基準等資料
- (4) 解体工事の内訳書書式及び数量積算基準
- (5) 県独自調査の単価